

## 審査請求書

令和2年1月29日

豊橋市長 佐原 光一 様

審査請求人

〒441-1101豊橋市賀茂町字石城寺4番地6

寺本 泰之

(連絡先 090-8458-7575)

次のとおり審査請求します。

### 1、審査請求に係る処分

令和元年10月31日付の審査請求人に対する公文書一部公開決定通知書(1豊  
まち函第13号)に関する処分(事実証明書1)

### 2、審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和元年11月1日

### 3、1、記載の処分のうち公開しないとした部分を取り消すとの裁決を求める。

### 4、審査請求の理由

(1) 請求人は、令和元年9月26日付で「まちなか図書館再開発ビル保留床(土地を  
含む)購入費に関する(株)愛知県不動産鑑定センター及び(株)桜木不動産コンサル  
タントの不動産鑑定評価書等資料」を情報公開請求した。この請求に対して1、  
に記載する通り一部公開の処分を受けた。

(2) 豊橋市は、公開しないこととした理由を別紙(事実証明書2)のためとしている。

(3) しかしながら、別紙にある非公開理由に挙げた豊橋情報公開条例(以下、本条  
例という)6条1項1号又は2号は本件のいずれにも該当しない。

本条例1項1号については、これまでも提示し述べてきたように横浜住民訴訟 判  
例 ID28071907(事実証明3)が、非公開理由にあたらぬことを証明している。

また、本条例6条1項2号でいう「おそれ」には法的蓋然性の必要があるが、これに  
ついて何ら説明されていない。また個別具体的なおそれも述べられていない。非開

示とする根拠に欠ける。本件で黒塗りされ非公開とされた取引事例について、ある不動産関係業者は、世間には流布されており非開示にあたいしないと言っている。

現実を調査もせず単に条文を書き連ねただけの非開示の決定がされていると考える。市民の知る権利をないがしろにした対応である。明らかに不当な処分である。

本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするところであり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである」とする目的に違反している。その理由を以下に述べる。

- ① 豊橋市の不動産取得処分は、通常市が2人の不動産鑑定士に鑑定を依頼して、その不動産鑑定評価額から売買を決めている。
- ② 審査請求人が本件公開請求した「まちなか図書館再開発ビル保留床(土地を含む)購入費に関する(株)愛知県不動産鑑定センター及び(株)桜木不動産コンサルタントの不動産鑑定評価書等資料」は、豊橋市が施行するまちなか図書館(仮称)整備用保留床購入のために豊橋市が(株)愛知県不動産鑑定センター及び(株)桜木不動産コンサルタントに不動産鑑定を依頼したものである。
- ③ 最終的にまちなか図書館保留床約4,000㎡、の購入価格は21億8千万円:坪単価175万円の取得は再開発組合から提示された価格での購入となっているが、価格は広小路1等地並である。不動産関係業者からの聞き取りでも高額すぎるということであった。鑑定評価書の黒塗り・非公開部分に鑑定評価額の価格算定要因根拠が記載されているのだ。その開示無くして高額な鑑定評価額の説明責任が果たされているとは言えない。
- ④ 価格の妥当性を知りたいと思う市民は少なくない。この市民の知る権利に応えることが行政の職責である。市民への説明責任を果たすためには公開すべき文書である。
- ⑤ 以上から豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄しいたずらに市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。

(4) 令和元年12月17日に大阪高裁が森友問題「値引き理由不開示も違法」という判決を出され、確定した。

森友問題裁判の2審判決(事実証明書4)で大阪高等裁判所・中本敏嗣裁判長は「国有地の売却価格だけでなく、算定根拠も公表すべきという要請は高い。周辺の実勢価格と比べ格段に安い場合は不当な譲渡ではないかと疑いが生じるので客観性を確保するために公表すべき」と指摘した。

価格だけでなく値引きの理由の不開示も違法と判断した。このことは本件にも通じる。なぜこの価格になったかの説明を豊橋市は行うべきである。

本件非公開処分により審査請求人らの知る権利は侵害され、等しく行政への市民参加を阻む行為は豊橋市民にとっては大きな不利益である。

(5) 以上の点から、本件処分のうち 1、に記載にされている公開しないとした部分(印影は除く)の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5、意見陳述の機会を求めます。さらに詳細に陳述します。

6、処分庁の教示の有無及びその内容

本件非公開決定の通知によって、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。」との教示をうけた。

#### 【添付資料】

- (1) 事実証明書1 公文書一部公開決定通知書(1豊まち図第13号)
- (2) 事実証明書2 別紙(非公開箇所、非公開理由)
- (3) 事実証明書3 横浜住民訴訟 判例 ID28071907
- (4) 事実証明書4 令和元年(行コ)第104号 行政文書不開示処分取消請求事件判決文(但し内容が一部欠ける部分があるため後日再提出します。)